

令和5年2月7日
保育部保育運営・整備支援課

私立認可保育園における虐待（不適切な保育）及び区の対応について

1 主旨

令和4年11月18日、私立認可保育園の保護者から、不適切な保育が行われていると区へ通報があった。区は直ちに、園に対して事実確認とその報告を依頼し、園も対応していたが、保護者からの苦情が続いていたので、12月12日、13日に区による当該園職員ヒアリングを実施したところ、虐待（不適切な保育）を確認した。これについての経過と再発防止策に向けた区の対応を報告する。

（1） 区が把握した虐待（不適切な保育）の内容

- ①子どもの名前を呼び捨てにしていること
- ②子どもに対する乱暴な声かけ、強い口調、必要以上に大きな声を出すこと
- ③子どもに対する厳しい叱責
- ④子どもの自尊心を傷つけるような言動がされていること
- ⑤食事に時間のかかる子どもへの厳しい声かけ、配慮が不足していること
- ⑥トイレに行きたい子どもに我慢させること

（2） 法人が把握した虐待（不適切な保育）の内容及び背景

以下、別添当該保育施設の調査報告より抜粋。

<内容>

・行為のほとんどが幼児組の担当保育士（もうひとりの担当保育士についての言及は少ないが一緒に保育していた。）によるものと考えられ、現在出勤停止の暫定措置をとっている。

（1） 子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり

- ①子どもの名前を呼び捨てにしていること（不特定）

（2） 物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉（子どもに対する乱暴な声かけ、強い口調、必要以上に大きな声を出すこと・子どもに対する厳しい叱責）

- ①調理保育の日、エプロンを結べない幼児が、泣きながらも自分でやろうとしていた時に「前言ったよね!」「泣き止んで!」と強い口調で言った。

(9/9) (B)

- ② 午睡の時間に、ふざけたりしていた幼児を別室（食堂）に連れ出し、長時間叱責した。(A)
 - ③ 「うるさい」「マジでむかつく」「いい加減にしろ」「泣けば何とかかなると思うのか」「はい終わり」「ずっと泣いていなさい」「大きな声出さないと分からないの?」「もういい。うるさい」「調子乗りすぎ」などと叱る。
(不特定)
 - ④ 公園への散歩の際「早く」「急いで」「遅い」などの言葉で帰園をせかせかせた。(不特定)
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- ① 「ごめんなさい、ごめんなさい」と泣きながら保育士の脚にしがみついた幼児を、引きずり、手で引きはなした。(10/5)
同じ遊びに「もうはいらなくていい」「横で見ていなさい」と叱責する。
(A)
 - ② 幼児にデコピンした。(A)
 - ③ 遊戯室から連れ出すときに、「こっちに来なさい」と手を引っ張る。(A)
 - ④ 午睡の時、言うことを聞かない幼児のコットの頭部をゆさぶり、「もう寝なくていい」と言った。(A)
 - ⑤ 食事中、追い立てるような口調で「ここまで食べておしまいにしな」などと言う。(C,D)
 - ⑥ 食事の時、箸を落とした子に自分で給食室に行き「箸を落としました。代わりに箸をください。」と言わせる。(不特定)
 - ⑦ 「野菜を食べた後にご飯ものを食べる」ことになっている幼児が、パスタの日に野菜を食べるのに時間がかかりすぎ、(本人も食べないと言ったため)パスタを食べられなかった。(C)
 - ⑧ プールの帽子を忘れて注意され、長い時間泣いたまま放置され、プールに入れさせられなかった。(B)
 - ⑨ 忘れ物をした子どもをひどく叱った。(不特定)
 - ⑩ 食事中トイレに行きたい子に我慢させた。(不特定)

<不適切保育（虐待）が行われた主な背景>

・当該行為は2022年4月以降に見られるようになった(■保育士は■■■■■■だった)。幼児組は、3月まで要配慮児のため1名の保育士が加配されていたが、今年度は2名の保育士で担当しなければならなくなった。該当保育士がそのリーダーを続けた。■保育士は4月に異動で着任し幼児組ははじめての担当であったため■■保育士はその指導を含めて保育に余裕のない状態であった。

- ・大勢の幼児を一定の統率をするために大声や乱暴な関わりを持たざるを得なかった。
- ・ニックネームや呼び捨てで呼ぶ、箸を落とした時の対応など園内に経験主義に基づく古い保育の習慣があり、それを踏襲していた。また、不適切保育を指摘する組織が育っていなかった。

<再調査>

- ・1月25日現在、保護者より園児からの証言で重大な事実があることが判明したので再調査する。この件については本報告とは別に調査し、事実確認をする予定であり、判明次第追加の報告をする。

2 経過

令和4年11月18日（金）

- ・当該園の保護者から、不適切な保育があると区へ通報があった。
- ・区は、すぐに園に対して、事実確認とその報告を依頼し、園も保護者面接をするなどに対応していたが、保護者からなお区への苦情が続いていた。

12月12日（月）、13日（火）

- ・区による当該園職員ヒアリングを実施。

12月14日（水）

・区は職員ヒアリングの結果（区が把握した虐待（不適切な保育））を法人に通知。

- ・法人は関係保育士2人を現場からはずす。

12月20日（火）

- ・法人が保護者会を実施し、それまでの経緯を保護者に説明し謝罪。

12月23日（金）から1月17日（火）

- ・法人が保護者へのアンケートと希望者に対する面談調査を実施。

1月23日（月）

- ・区に保護者から新たな情報提供（ゲンコツや平手打ちをされた）があった。

1月25日（水）

- ・法人が情報提供した保護者と面談を実施。

2月1日（水）

- ・法人より区へ調査報告提出。（再調査の部分については今後改めて報告予定と記載）（別添）
- ・法人より保護者へ、区へ提出されたものと同じ調査報告を配布。
- ・法人より保護者へ（ゲンコツなどの暴力行為を受けたとお子さんから聞いたことがありますかという）追加アンケートを依頼。

- ・区による当該園職員ヒアリングを追加実施。

2月3日（金）

- ・区による法人面談（再発防止の取り組みを確認）。

3 区における再発防止策

(1) 現場からの改善

①「子どもの人権チェックシート」「世田谷区の主な相談先」活用の徹底

区が作成した「子どもの人権チェックシート」、保育士が不適切な保育を感じた時の「世田谷区の主な相談先」の掲示の活用状況について、各園からの報告を求める。

各保育園が、これまで実践してきた保育を過信せずに点検や見直しを行っているか、主体的に日々の保育内容を振り返り、特に子どもの人権に対する感度を点検し高める。

②世田谷区民間保育園連盟と連携した取り組み

私立園の多くが加盟する世田谷区民間保育園連盟と連携し、虐待（不適切な保育）を防ぐための取り組みについて、同連盟役員と区立園長会役員による検討会を立ち上げて具体的な方策を実施し、保護者や子どもが安心して過ごせる環境と信頼を取り戻していく。（2月中に第1回検討会開催予定）

また今年度、試行的に実施した交換研修（半日又は一日、保育士が他の園で業務を行うことによりお互いの保育を体験する）において、各保育園での改善すべき事項に気が付くといった成果を上げており、更なる実施に取り組む。

加えて、昨今のコロナ禍において園同士のつながりが希薄化していることから、既存の園長会に加え、オンラインや対面の手法により各園の保育士の代表が集い意見交換を行えるような場を、拡充する。

③保護者への相談窓口の周知徹底

区内保育施設を利用しているすべての保護者の不安を払しょくするために、各私立園と区への相談窓口を改めて明確にし、周知する。2月13日の私立園長会において具体的な様式を配布の上、各園を通じてすべての保護者に案内する。

各園において相談内容や苦情に個別に対応するよう促すとともに、区に寄せられた相談苦情には、該当施設に確認し指導にあたる対応を強化する。

(2) 保育の質の維持向上のための体制強化（組織改正）

①指導検査体制を強化して、私立保育園への年1回以上の指導検査を行う体制とする。

②保育の質向上担当副参事を設置するとともに、園運営や保育内容について

支援する担当を強化し、苦情や相談のあった施設に集中して支援にはいる。

③補助金支給などの給付に特化した担当を設置して、事務処理の正確性を確保する。

(3) 保育事故防止カメラの設置の推進

国と都からの10分の10補助により、防犯カメラ等設置費が補助対象となることを2月13日の私立園長会においても、再周知し、虐待防止の観点や事故発生時の原因究明、保育士の証言を裏付けて支援していくためにも設置を進めるよう促す。

(4) 区が把握した保育施設におけるすべての虐待（不適切保育）報告

園名を除く、行為の内容、園が講じた対応策などを、年に1度、「児童福祉審議会の保育部会」（直近の開催予定：令和5年3月22日）に報告し意見を求める。審議会資料とあわせて審議会の際にいただいた意見についても議会へ報告する。

また、子どもの命に関わるような重大事故や著しく子どもの心身や人権を侵害する虐待行為、区が改善・再発防止の取組みに重点的に関与する事案については、園名を除き随時報告する。

4 今後のスケジュール（予定）

2月13日 私立園長会にて再発防止策等周知

2月中 (仮称) 虐待（不適切保育）を防ぐ検討会開催

3月22日 児童福祉審議会保育部会

※法人の再調査結果についても報告書が区に提出され次第、議会へ報告する。



2023年1月31日

世田谷区
 保育部長 和田康子様

_____における不適切保育（虐待）の結果報告について

1 _____の不適切保育（虐待）の事実確認

_____園児保護者及び世田谷区からの指摘に基づき、_____の職員による不適切保育について別添のように調査を行いました。その結果、区の認識における虐待（不適切な保育）にあたる内容の他に、足にしがみつく園児を振り払う、午睡時遊ぶ子に対して別室に連れ出し長い間強い口調で叱責した行為も確認できました。特に、子どもの自尊心を傷つけるような言動、乱暴な声掛け、強い口調での叱責が目立ち、子どもの人権に対する配慮が欠けていた事実が明らかになりました。

これらの行為のほとんどが幼児組の担当者_____保育士（_____保育士についての言及は少ないが一緒に保育していた。）によるものと考えられ、現在出勤停止の暫定措置をとっております。

また、_____長につきましても、こうした不適切保育（虐待）が行われていることを一部分ではあっても知りえる状況にあったにも関わらず、一部の保護者による苦情と考え、子どもの人権を守る行動に出ず、保育園の管理者としての責任を果たしていないものと思われれます。当法人としてもこうした状況を迅速に把握し、改善につなげる必要があったにもかかわらず、初動の対応が遅れ、誠に申し訳ありませんでした。

本件について、別添「_____における不適切保育（虐待）の調査結果」により報告いたします。

なお、1月25日現在、同_____保護者より園児からの証言で重大な事実があることが判明したので再調査することを求められています。この件については本報告とは別に調査し、事実確認をする予定であり、判明次第追加の報告をいたします。

2 今後の法人の対応

(1) 関係者の懲戒処分及び幼児組担当者の再配置

_____に対して_____就業規則に基づき懲戒処分を行う。

年度内は新たな幼児組担当者を設置し、併せて_____

_____から職員の応援体制をとる。

(2) 保護者への報告

明白になった不適切保育（虐待）の事実及び関係者への措置、今後の体制等について同調査をもって報告する。

(3) 保育の見直しと組織マネジメント力の強化

改めて子どもの人権についての観点から、保育の方法などについて点検し、見直しを図る。

併せて、園長が職員と協力して普段から意見を言い合える関係を築き、問題に対して組織全体で解決していけるような体制を作っていく。

(4) 再発防止策の策定

- ・ 不適切保育が見られた時の仕組みづくり（苦情解決第三者委員への通報、法人本部内に通報の受付や相談を行う担当を置く）
- ・ 担当職員にストレスや負担が加重にかからないような組織体制の見直しを行う。
- ・ 子どもの人権についての自己点検と法人研修を繰り返し行う。

(5) 職員、子どもへのメンタルケアの実施

- ・ [REDACTED]の職員及び同園の子どもへメンタルケアを行う。

[REDACTED]
法人本部 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2023年1月31日

[redacted]における不適切保育（虐待）の調査報告

1 事案の概要について

2022年11月1日（火）に、[redacted]に対して、職員が特定の幼児に対して声掛け、しかり方が感情的になっているのではないかという保護者からの申出があった。これを受け11月2日、当該幼児の保護者と面談し、口調や言い方について十分気を付け、改善することを伝えた。さらに、担当保育士が不適切保育をしていると申出をうけたので、[redacted]長は11月11日、幼児クラスの5名の保護者と面接した。11月16日[redacted]長、主任、担当保育士は、当該保護者と面談し、担当保育士の言動や保育中の関わりについて改善することを伝えた。しかし、保育園からの回答に納得せず、保護者達から世田谷区へ当園の不適切保育の通報が行われた。[redacted]本部は、改めて12月6日、[redacted]長及び主任に対して当該保育士の行為と[redacted]の考えの聞き取り調査を行った。12月12日、13日にわたり世田谷区により職員への聞き取り調査があり、14日法人に対して、世田谷区の認識では虐待（不適切な保育）にあたる内容の情報があるという通知があった。[redacted]本部は、12月15日[redacted]職員14名にヒアリングを行った結果、同園における不適切保育の事例が多数確認できた。特に担当保育士の特定幼児に対する対応が不適切保育（虐待）にあると認識された。調査の途中ではあったが、本部及び[redacted]は、12月20日、理事長同席のもと、[redacted]の幼児組の保護者会を開催し、当該不適切保育（虐待）の事実を公表し、謝罪した。保護者からは、さらに調査をして不適切保育の全容をまとめるとともに、改善内容も含め、全クラスの保護者にお知らせするようにと要望があり、それを行うことを約束した。

保護者からの要望に基づき、12月23日（乳児組については12月28日）、全保護者向けの不適切保育についてのアンケート調査と希望者へのヒアリングを開始した。アンケートへの回答が16件、面接の希望が11件あり、2023年1月6日、7日、10日、11日、17日、[redacted]において、本部が保護者とのヒアリングを実施した。その結果、不適切保育（虐待）と認めてきた事実について再確認ができ、さらに不適切保育（虐待）とみられる別の事実を確認することができた。

12月27日、28日、本部は幼児組担当保育士2名とヒアリングを行った。保育がどのように行われたかの状況と不適切な言い方、叱責などについては事実を認めたが、保育の一環で行っていたと証言している。また、[redacted]長に対しては、2023年1月4日に、改めて本部が、不適切保育の行われた状況と当該保育士の勤務の状況及び園運営に関する[redacted]長の認識について聞き取り調査を行った。

2 世田谷区による職員の聞き取り調査により虐待（不適切保育）にあたる内容と通知された事項

- 子どもの名前を呼び捨てにしていること
- 子どもに対する乱暴な声かけ、強い口調、必要以上に大きな声を出すこと
- 子どもに対する厳しい叱責
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動がされていること
- 食事に時間のかかる子どもへの厳しい声かけ、配慮が不足していること
- トイレに行きたい子どもに我慢させること

3 本部による ██████████ 職員のヒアリングと保護者アンケート、保護者ヒアリング調査により虐待（不適切保育）にあたる内容と認定した事項（括弧内は ██████ 保育士による行為の対象者）

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり
 - ① 子どもの名前を呼び捨てにしていること（不特定）
- (2) 物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉（子どもに対する乱暴な声かけ、強い口調、必要以上に大きな声を出すこと・子どもに対する厳しい叱責）
 - ① 調理保育の日、エプロンを結べない幼児が、泣きながらも自分でやろうとしていた時に「前言ったよね!」「泣き止んで!」と強い口調で言った。(9/9) (B)
 - ② 午睡の時間に、ふざけたりしていた幼児を別室（食堂）に連れ出し、長時間叱責した。(A)
 - ③ 「うるさい」「マジでむかつく」「いい加減にしろ」「泣けば何とかかなると思うのか」「はい終わり」「ずっと泣いていなさい」「大きな声出さないと分からないの?」「もういい。うるさい」「調子乗りすぎ」などと叱る。(不特定)
 - ④ 公園への散歩の際「早く」「急いで」「遅い」などの言葉で帰園をせかせかせた。(不特定)
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
 - ① 「ごめんなさい、ごめんなさい」と泣きながら保育士の脚にしがみついた幼児を、引きずり、手で引きはなした。(10/5)
同じ遊びに「もうはいらなくていい」「横で見えていなさい」と叱責する。(A)
 - ② 幼児にデコピンした。(A)
 - ③ 遊戯室から連れ出すときに、「こっちに來なさい」と手を引っ張る。(A)
 - ④ 午睡の時、言うことを聞かない幼児のコットの頭部をゆさぶり、「もう寝なくていい」と言った。(A)
 - ⑤ 食事中、追い立てるような口調で「ここまで食べておしまいにしな」などと言う。(C,D)
 - ⑥ 食事の時、箸を落とした子に自分で給食室に行き「箸を落としました。代わりに箸

をください。」と言わせる。(不特定)

- ⑦ 「野菜を食べた後にご飯ものを食べる」ことになっている幼児が、パスタの日に野菜を食べるのに時間がかかりすぎ、(本人も食べないと言ったため)パスタを食べられなかった。(C)
- ⑧ プールの帽子を忘れて注意され、長い時間泣いたまま放置され、プールに入れさせられなかった。(B)
- ⑨ 忘れ物をした子どもをひどく叱った。(不特定)
- ⑩ 食事中トイレに行きたい子に我慢させた。(不特定)

4 不適切保育(虐待)が行われた背景

- (1) 当該行為は2022年4月以降に見られるようになった(保育士は██████████だった)。幼児組は、3月まで要配慮児のため1名の保育士が加配されていたが、今年度は2名の保育士で担当しなければならなくなった。該当保育士がそのリーダーを続けた。██████████保育士は4月に異動で着任し幼児組ははじめての担当であったため██████████保育士はその指導を含めて保育に余裕のない状態であった。
- (2) 大勢の幼児を一定の統率をするために大声や乱暴な関わりを持たざるを得なかった。他の幼児の睡眠の妨げにならないように別室に連れ出す行為や遊戯中他の幼児の安全を守るためルールを守れない幼児を叱責するなど、必要な行為ではあっても、その手段として度を過ぎ、不適切なものであった。
- (3) 子どもの興味に合わせてボール遊びをすることができるよう、保育園から比較的離れた公園に散歩した。食事に間に合わなくなる事を心配して帰園を急がせた。
- (4) もっぱら幼児にルールを守ること、約束を守ること、できるだけ自立することなどを指導し、保育園生活の中でそれを実践していた。
- (5) ニックネームや呼び捨てで呼ぶ、箸を落とした時の対応など園内に経験主義に基づく古い保育の習慣があり、それを踏襲していた。また、不適切保育を指摘する組織が育っていなかった。
- (6) 保育の方法として、「問題行動に対して注意する、その後落ち着いたらじっくり諭し理解してもらう。」ことを一連のものとしており、「叱責と諭し」で一つの保育行為とみていた。
- (7) 特定の幼児に対して、乳児の時から保育を担当しており、保護者との良い関係ができていたと思い込んでいた。問題行動があるときには叱責し、保護者にもそのことを伝えてきた。幼児は保護者と帰宅するときに「今日も叱られた。」と話題にすることが日常化していた。しかし、そのことについて保護者が悩んでいることに気づかず、適切な対応をしていなかった。

5 本件事案が発生した原因

- (1) 異年齢の幼児組 26 名を 2 名の保育士で対応することは非常に難しく、規律を守らない幼児が出てくると、全体の統制が取れなくなり、全体の保育に影響してしまう。そのためルールを守ること、約束を守るということを柱とした保育を実施することになった。従ってこれができる幼児にとっては「いい保育士」と言われていた。また、前年度は 3 名の保育士がいたため、若干ゆとりをもって保育ができていた。職員配置に関する組織上の問題がある。
- (2) 担当保育士のみでなく、■■■■全体の保育士（■■■■長を含む）の不適切保育（虐待）に対する認識が不十分である。別室で継続的に叱責されている幼児に対して、間に入る、保育士の叱責を止めるなどの行為に及んでいない。暴言を吐いているのに注意しない。こうした状況において ■■■■での自浄作用がなかった。また、職員も組織的に相談できる体制になっていない。
- (3) 子どもの人権について守る取り組みがとられて 10 年以上になるが、保育内容の見直しが十分に行われていない。今行っている保育が子どもの人権に基づいているか、改めて検証する必要がある。
- (4) ■■■■長は不適切保育の申し出を、保護者のクレームととらえ（本部も園長からの随時の報告を受けていたが、同様に不適切保育はないと信じ、世田谷区からの調査、通知により初めてその実態に気づいた。）、真摯な対応が遅れた。もう少しすべての保護者とのコミュニケーションを十分にとるべきであった。子どもの人権に関する問題であるので、職員の行為を正確に把握・認識し、早急な対応をするべきであった。こうした混乱の中で、不適切保育を指摘した保護者とそうでない保護者との間に園の運営に関して軋轢が生じている。保護者の声に迅速に向き合えなかったのが、混乱の原因となっている。
- (5) ■■■■は ■■■■であり、■■■■が統括している。保育の内容や不適切保育については、保育の専門性に関わる問題であり、■■■■の下で対応すべきものである。また、職員の配置、■■■■長の支援、人員問題などの人事に関する問題についても直接的な関与がなかった。組織の在り方について十分に検討する必要がある。

6 対応策

- (1) ■■■■の保育運営の安定化
■■■■今年度は臨時の ■■■■長を置く。現在クラス担当 2 名に出勤停止の暫定措置をとっているため、新たに担当者を配置し、年長クラスの卒園に向けた準備を進めていく。できるだけ 3 名体制が取れるようにシフトをとる。
- (2) ■■■■における保育の見直し（■■■■も含む）

改めて子どもの人権を守る観点から、現在行われている保育について、「子どもの人権チェックシート」などを活用して園全体で自己点検を行うとともに世田谷区の支援を受け、改善が必要な事柄については直ちに見直しを行う。

(3) 再発防止策の策定

- ① 不適切保育が見られた時の仕組みの明確化（法人の苦情解決第三者委員又は法人本部への通報、相談機関の設置）
- ② 担当職員にストレスや負担が過剰にかからないような組織体制の見直しを行う。
- ③ 子どもの人権についての自己点検と法人研修を繰り返し実施する。
- ④ 共育の理念に基づき、子どもについていつでも保護者とコミュニケーションが取れ、意見交換できる保育園になる。そのため、保護者支援・保育士支援の専門家による研修を実施する。

(4) 子どもへのメンタルケア、被害者への賠償

必要と判断された家庭、希望家庭に対してメンタルケアを実施する。



(5) 関係者の懲戒処分と育成

に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行う。またこの処分とは別に、保育士、保育士については、今回の不適切保育についての反省と子どもの人権について理解と再確認をするために、の別の保育園に派遣し、人権について学ぶ機会を義務付ける。3月末において改善が認められた場合改めて施設間異動を行う。

(6) 保護者への説明

12月20日に開催した幼児組保護者会の要望を受けおこなったアンケート調査及び面談の結果を加味して、における不適切保育（虐待）について、この結果報告書により報告する。今後の保育体制などについて全保護者あて文書で報告する。